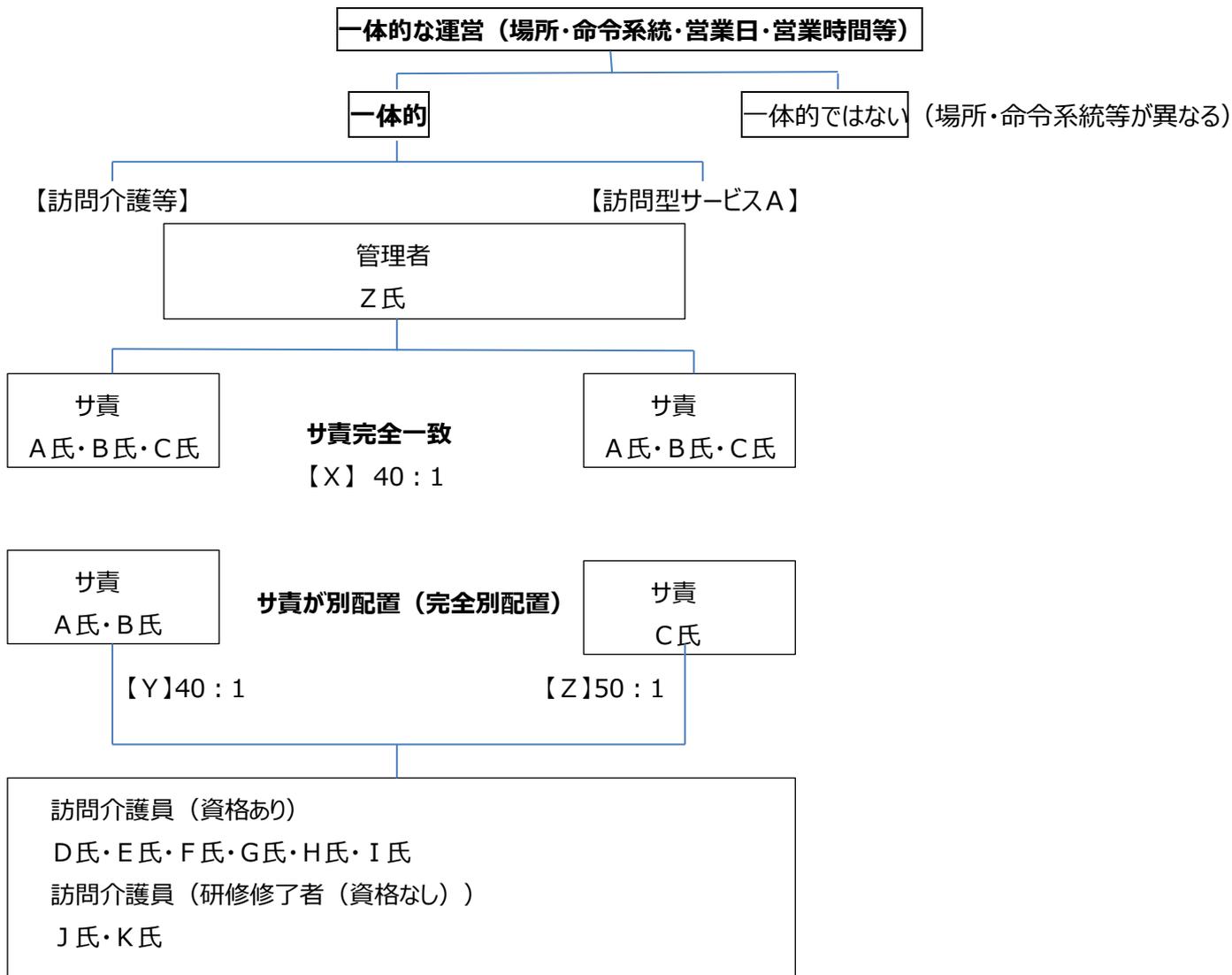


# 訪問介護等と訪問型サービスAの一体的な運営の取扱いについて

## 1 サービス提供責任者の配置



※ 訪問介護等（訪問介護・予防訪問介護相当）

## 2 サービス提供責任者の必要人数等の計算方法 【例】

- 訪問介護・予防訪問介護相当の前3ヶ月の月平均利用者数 30人
- 訪問型サービスAの前3ヶ月の月平均利用者数 15人
- 常勤者の週の勤務時間 40時間 の場合

### (1) サ責が完全一致で計算する場合【X】

【訪問介護・予防訪問介護相当】【訪問型サービスA】 **40 : 1**

- ・ (30人+15人) ÷ 40 (40人毎に1人) = 1.125 ⇒ 常勤のサ責 1人 — ①
- ※ 非常勤のサ責 1人 — ②

**結果** ⇒ 合わせて、①・②以上が必要となる

## (2) サ責が別配置（完全別配置）で計算する場合

【訪問介護】【Y】 **40 : 1**

・  $30 \text{人} \div 40 \text{（40人毎に1人）} = 0.75 \Rightarrow$  **常勤のサ責 1人** — ③

【訪問型サービスA】【Z】 **50 : 1**

・  $15 \text{人} \div 50 \text{（50人毎に1人）} = 0.3$ （少数第1位に切り上げた数）  
→  $40 \text{（常勤者の週の勤務時間）} \times 0.3 = 12 \text{時間}$  **（週の必要時間数）** — ④

**結果** ⇒ ③・④以上がそれぞれ必要となる

### ※ 非常勤のサービス提供責任者について

・訪問介護事業所のサービス提供責任者の員数は、利用者の数が40人を超える事業所においては、常勤換算方法によることができる」とされており、常勤換算方法による場合、一部のサービス提供責任者については非常勤職員（**常勤職員の1/2以上の勤務時間を有する者に限る**）をサービス提供責任者にあてることが認められている。

但し、サービス提供責任者が1名しかいない訪問介護事業所では、常勤のサービス提供責任者が最低1名は必要のため、**非常勤・非常勤の組み合わせは不可**

## 3 訪問介護員の配置

・常勤換算方法で2.5人以上必要とされる訪問介護員の配置基準については、**訪問介護等と訪問型サービスAの訪問介護員等の勤務時間を合計して計算することができる。但し、訪問型サービスAの従業者のうちの、市の研修修了者（生活支援ヘルパー）の勤務時間数は含めないこととする。**

サ責が、完全一致の場合【X】及びサ責が別配置（完全別配置）で計算する場合【Y・Z】

サ責（A氏・B氏・C氏）＋ 訪問介護員（D氏・E氏・F氏・G氏・H氏・I氏）の総勤務時間  
÷ 160（常勤者の週の勤務時間 40時間の場合） $\geq 2.5$

※ **【X】、【Y・Z】いずれの場合においても同じ取扱いとする。**